

米沢市小規模修繕契約希望者登録制度要領

制定 平成21年12月24日
最終改訂 令和4年1月7日

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する小規模な修繕の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって、市内事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる小規模な修繕の契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、契約予定金額が50万円以下のものとする。

(登録資格)

第3条 この要領に基づき登録できる者は、本市内に本店を有する事業所又は本市内に住所を有する個人事業主で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 建設工事又は役務提供等において、米沢市指名競争入札参加者登録簿に登録されている者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 暴力団その他の契約発注の相手方として不適当と認められる者

(登録の申請方法)

第4条 登録を希望する者は、米沢市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人にあっては住民票
- (2) 米沢市長が発行する最新年度の納税証明書
- (3) 資格、許可等が必要な業種を希望するものにあつては、その資格者証、許可証等の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録申請の受付及び登録)

第5条 登録申請の受付は、随時受付するものとするが、毎月20日(その日が「米沢市の休日を定める条例」第1条第1項に規定する米沢市の休日に当たるときは、その前日とする。)までに受付するものとする。

2 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し適格と認める場合は、小規模修繕契約希望者登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)に登録するものとする。なお、適格と認める場合、翌月の初日から登録名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間及び有効期間の延長)

第6条 登録名簿に登録された資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の3月末日までとする。ただし、登録事業者から期間満了の1か月前までに市税の納税証明書が提出され、未納がないことが確認された場合並びに登録を延長しない旨の申し出(書面による)がなされない場合は、

本資格は同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、米沢市契約規則(昭和53年規則第5号)第5条第3項第6号の規定に基づき、納付を免除するものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録事業者は、登録した事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、速やかに米沢市小規模修繕契約希望者登録事項変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

なお、登録を辞退したときは、米沢市小規模修繕契約希望者登録辞退届(様式第4号)を提出すること。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録名簿から抹消することができるものとする。

(1) 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 倒産又は破産したとき。

(3) 契約に関して談合等法令に違反する行為を行なうほど不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 登録事業者から米沢市小規模修繕契約希望者登録辞退届(様式第4号)が提出されたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。